

熊本県少年柔道場連盟規約

第1章 名称・目的

第1条 本連盟は、熊本県少年柔道場連盟と称する。

第2条 本連盟は、会員相互の親睦と少年柔道の発展を図り、柔道を通じて少年の身心の鍛錬および人格の向上に寄与することを目的とする。

第2章 事務所

第3条 本連盟の事務所は理事長宅に置く。

第3章 事業

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 柔道大会の開催
- (2) 講習会の開催
- (3) 強化合宿及び練習会の開催
- (4) その他、本連盟において適当と認める事業

第5条 本連盟が実施する事業については、下記により本連盟への登録費を納入した会員に案内するものとする。

第6条 本連盟が実施する事業のうち、柔道大会及び練習会の参加については、公認柔道指導者資格を有する者が引率しなければならない。

第4章 会員

第7条 本連盟の会員は熊本県内に所在する柔道場、クラブをもって組織する。

第8条 会員は、毎年、登録費を納入するものとする。

第9条 本連盟へ新規加入する場合は、会長の加入承認を得たうえで登録費を納入するものとする。

第10条 本連盟の登録費は、総会で決定する。

第11条 選手の移籍があった場合は、移籍後の道場から会長へ移籍の届出をしなければならない。届出がない選手については、移籍後の道場からの柔道大会への参加はできない。

第12条 会員にして規約又は柔道精神に違反する行為のある場合は、直ちに役員会の議決により各種事業への参加停止又は連盟からの除名をすることができる。

第5章 役員

第13条 本連盟に次の役員を置く。

顧問	若干名
相談役	若干名
会長	1名
副会長	3名
倫理委員長	1名
理事長	1名

副理事長	若干名
事務局長	1名
事務局次長	若干名
警察理事	1名
会計	1名
理事	若干名
監事	2名

第14条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第15条 役員は総会にて決定する。

第16条 役員の任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。

第17条 役員に事故があった場合、後任の役員の任期は前任者の残任期間とする。

第7章 会 議

第18条 総会及び役員会は会長がこれを招集する。

第19条 議事は出席人員の過半数の決議を以て決する。

第20条 本連盟の会計は4月1日に始まり翌年の3月末日終わるものとする。

第21条 本連盟規約の改廃は総会の決議を必要とする。

第22条 本連盟規約に明記していない事項については役員会の決議を経て施行することができる。